

消火器の技術上の規格を定める省令が改正されました

【改正の経緯】

平成21年9月に大阪市で発生した老朽化消火器の破裂事故等を踏まえ、消火器に安全上の注意事項等の表示が義務付けられ、定期点検においても耐圧性能点検を導入することとされました。

【安全上の注意事項表示の義務付け】（平成23年1月1日施行）

- 1 業務用・住宅用消火器の区分
- 2 加圧式・蓄圧式消火器の区別
- 3 設計上設定される標準的な使用期間又は期限（製造年から10年）の表示
- 4 使用時の安全な取扱いに関する事項
- 5 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- 6 点検に関する事項
- 7 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
- 8 適応する火災の絵表示（国際規格に準じたもの）等の図示
- 9 耐圧性能点検実施に関する事項



（新規格の表示ラベル）

A 住宅用もしくは業務用の表記。
(仮)この消火器は業務用です。

B 消火器が適応する火災の絵表示(国際規格に準じたもの)等を図示したものへ変更。

C ・使用時の安全な取扱いに関する事項。
・維持管理上の適切な設置場所に関する事項。
・点検に関する事項など。

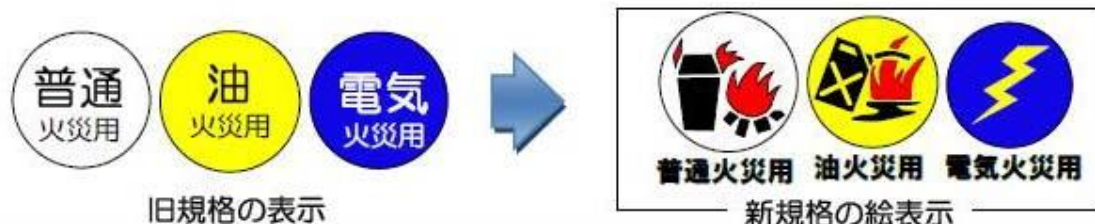
D 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項など。

E 標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上、支障がなく使用することができるよう設計上設定された使用期限。

【新ラベル】

※画像は、株式会社モリタ防災テックの承諾を得て使用しています。

（適応する火災の絵表示の変更）



【旧規格の消火器の取扱い】（平成23年1月1日施行）

- ◇ 旧規格の消火器は、平成24年1月1日に失効します。
ただし、特例として、すでに設置されているものは平成33年12月31日までの10年間の設置猶予があります。
- ◇ 平成23年中は、旧規格の消火器を設置することができます。
- ◇ 旧規格の消火器は、平成34年1月1日以降は消火器としては認められません。消火器の設置義務のある防火対象物は、新規格の消火器に取り替える必要があります。

【消火器の点検基準の改正】（平成23年4月1日施行）

- ◇ 蓄圧式消火器の内部及び機能点検の開始時期を「製造年から3年」を「製造年から5年」になります。
- ◇ 製造年から10年経過したもの又は外形の点検において本体容器に腐食が認められたものは、耐圧性能の点検が必要となります。
- ◇ 施行時において、すでに10年を経過しているものは、3年以内に耐圧試験が必要となります。



お問い合わせは、
消防本部総務グループ予防担当へ
(TEL) 0143-85-9611